

参考資料 1 児童福祉施設の状況

平成19年社会福祉施設等調査によると、主な児童福祉施設の施設数、児童福祉施設の主な職種別従事者数は表1、2の通りであった¹⁾。

表1 主な児童福祉施設の種類の別みた施設数・定員・在所児(者)数・従事者数

(平成19年10月1日現在)

	施設数	定員数(人)	在所児(者)数(人)	従事者数(人)
保育所	22 838	2 105 747	2 132 651	434 853
乳児院	121	3 727	3 190	3 831
児童養護施設	564	33 917	30 846	14 641
情緒障害児短期治療施設	31	1 484	1 151	805
児童自立支援施設	58	4 036	1 889	1 799
児童福祉施設(障害児関係) ¹⁾	854	43 247	37 307	33 841
母子生活支援施設 ²⁾	272	5 334	10 588	1 988
その他の施設 ³⁾	8 786	—	—	17 962
総数	33 524	2 197 492	2 217 622	509 719

注：平成19年社会福祉施設等調査

- 1) 児童福祉施設(障害児関係)とは、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設である。
- 2) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所児(者)数は世帯人員数であり、定員と在所児(者)数の総数に含まない。
- 3) その他の施設とは、助産施設、児童家庭支援センター、児童館、児童遊園であり、定員、在所児(者)数について調査を行っていない。助産施設、児童遊園は従事者数を調査していない。

表2 主な児童福祉施設の種類の別みた主な職種別常勤換算従事者数

(平成19年10月1日現在)

	施設長	生活指導・支援員等 ¹⁾	医師	保健師 助産師 看護師	保育士	児童生活 支援員	栄養士	調理員
保育所	22 162	—	1 597	4 760	320 420	—	6 758	47 344
乳児院	109	163	16	557	2 055	6	140	358
児童養護施設	548	5 066	48	47	4 633	101	531	2 044
情緒障害児短期治療施設	29	306	16	28	78	15	24	87
児童自立支援施設	58	799	9	27	3	329	41	171
児童福祉施設 (障害児関係) ²⁾	655	5 613	1 050	7 852	6 220	1 375	535	1 952
母子生活支援施設	254	143	23	1	202	367	0	63
その他の施設 ³⁾	2 672	775	7	13	1021	30	4	47
総数	26 486	12 864	2 767	13 285	334 629	2 223	8 034	52 067

注：平成19年社会福祉施設等調査

- 1) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれる。
- 2) 児童福祉施設(障害児関係)とは、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設である。
- 3) その他の施設とは、児童家庭支援センター、児童館であり、助産施設、児童遊園を含まない。

(参考文献) 1) 厚生労働省 平成19年社会福祉施設等調査

参考資料2 平成21年度児童福祉関係行政管理栄養士・栄養士の配置状況

(1)平成21年度本庁児童福祉主管課の管理栄養士・栄養士配置状況

(平成21年7月1日現在)

県・市名		部局課(係)名	管理栄養士数	栄養士数
都道府県	石川県	健康福祉部少子化対策監室母子保健・食育グループ	1	
	長野県	社会部こども・家庭福祉課	1	
	大阪府	福祉部地域福祉推進室法人指導課指導・監査グループ	1	
	奈良県	福祉部こども家庭局こども家庭課総務保育係	1	
	広島県	健康福祉局総務管理部こども家庭課	1	
	徳島県	保健福祉部こども未来課保育振興担当	1	
	香川県	健康福祉部子育て支援課保育所グループ	1	
	長崎県	こども政策局こども未来課幼保連携班		1
	宮崎県	こども政策局こども家庭課家庭福祉担当	1	
		小計	9府県	8
		(平成20年度) 9府県	8	1
指定都市	札幌市	子ども未来局子育て支援部保育指導課	4	
	仙台市	子供未来局子育て支援部保育指導課指導係	2	
	さいたま市	保健福祉局子ども未来部保育課公立保育係	4	
	千葉市	保健福祉局子ども家庭部保育課指導係	1	
	横浜市	こども青少年局子育て支援部保育運営課保育向上支援係	6 (4)	1
		こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課児童養護向上支援係	1	
		こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課	1	
	川崎市	市民・こども局こども本部こども支援部保育課	2	
	新潟市	健康福祉部保育課指導係	1	
	静岡市	保健福祉子ども局子ども青少年部保育課指導担当	4 (2)	
	浜松市	こども家庭部保育課	1	
	名古屋市	子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課子ども福祉係	1	
		子ども青少年局子育て家庭部保育運営課保育支援係	5 (3)	4 (4)
	京都市	保健福祉局子育て支援部保育課	4 (1)	
	大阪市	こども青少年局子育て支援部保育指導担当	3	1
	堺市	子ども青少年局子育て支援部保育課指導係	2	
	神戸市	保健福祉局障害福祉部障害福祉課管理係	2	
		保健福祉局子育て支援部母子養護係	1	
		保健福祉局子育て支援部指導係	2	
	岡山市	保健福祉局保育課	1 (1)	1
	広島市	こども未来局保育課	1	
	北九州市	子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課母子保健係	2	
	福岡市	こども未来局子育て支援部保育所指導課	3 (2)	
	小計	18市	54 (13)	7 (4)
		(平成20年度) 17市	48 (10)	7 (6)

(平成21年7月1日現在)

県・市名		部局課(係)名	管理栄養士数	栄養士数
中核市	旭川市	子育て支援部こども育成課保育係		1
		子育て支援部愛育センター管理係		1
	函館市	中央福祉事務所子ども未来室子育て支援課	1	
	秋田市	福祉保健部児童家庭課	1	
	郡山市	保健福祉部保育課保育所係	1	
	いわき市	保健福祉部児童家庭課保育係	1	
	宇都宮市	子ども部保育課事業支援グループ	1	1
	前橋市	福祉部保育課保育施設係	1	
	川越市	福祉部保育課保育担当		2
	船橋市	健康福祉局子育て支援部保育課保育班	1	
	柏市	児童家庭部保育課市立保育園給食担当	2	4 (1)
	横須賀市	こども育成部保育課	1	
	相模原市	子ども育成部保育課保育園管理班	3	
	富山市	福祉保健部こども福祉課	3	2
	金沢市	福祉健康局こども福祉課	2	
	長野市	保健福祉部保育家庭支援課施設管理担当	3 (1)	
	岐阜市	福祉部福祉事務所保育事業課	1	
	豊田市	子ども部保育課	2	
	豊橋市	福祉保健部保育課保育グループ	1	1
	岡崎市	こども部保育課保育指導班		1
	大津市	福祉子ども部保育課		1
	高槻市	子ども部子ども育成室保育課保育指導チーム	1	2
	東大阪市	健康福祉局福祉部こども家庭室保育課	3 (1)	
	姫路市	健康福祉局子育て支援室保育所運営担当	2	
	西宮市	健康福祉局こども部保育所事業グループ管理チーム	2	
	尼崎市	保育課	1	
	奈良市	保健福祉部保育課庶務係	1	
	和歌山市	健康福祉局社会福祉部保育所管理課指導育成班	1	1 (1)
	倉敷市	保健福祉局子ども未来部保育課	2	
	福山市	保健福祉局児童部保育課保健給食係	4	
	下関市	福祉部こども課保育係	1	
	高松市	健康福祉部保育課指導育成係	*2	2 (1)
	松山市	保健福祉部保育課保育所支援担当	1	1
	高知市	健康福祉部保育課	2	
	久留米市	子育て支援部児童保育課	2	
	長崎市	こども部幼児課保育係	1	
	熊本市	子ども未来局子ども支援部保育幼稚園課指導係	1	1 (1)
	大分市	福祉保健部福祉事務所子育て支援課保育係	1	
	宮崎市	福祉部子ども課保育係	1	
鹿児島市	健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課保育係	1		
	小計	39市	55 (2)	21 (4)
		(平成20年度) 38市	60 (3)	15 (3)
総計		9府県57市	117 (15)	29 (8)
		(平成20年度) 9府県55市	116 (13)	23 (9)

()内数値は嘱託・非常勤再掲

*1名育休中

(2)平成21年度児童福祉関係の市町村栄養士配置状況

(平成21年7月1日現在)

都道府県名	市町村数	栄養士配置 市町村数	配置率 (%)	専任数 ¹⁾			兼任数 ²⁾			その他の数 ³⁾			全体数 ⁴⁾		
				管理栄養士	栄養士	計	管理栄養士	栄養士	計	管理栄養士	栄養士	計	管理栄養士	栄養士	計
北海道	177	116	65.5	39	34	73	15	13	28	18	13	31	72	60	132
青森県	39	10	25.6	1	8	9	0	1	1	0	0	0	1	9	10
岩手県	34	19	55.9	9	9	18	4	7	11	0	3	3	13	19	32
宮城県	35	32	91.4	13	16	29	4	7	11	5	1	6	22	24	46
秋田県	24	9	37.5	0	5	5	1	4	5	1	2	3	2	11	13
山形県	35	25	71.4	5	3	8	5	6	11	3	5	8	13	14	27
福島県	57	33	57.9	4	13	17	6	10	16	1	3	4	11	26	37
茨城県	44	19	43.2	5	8	13	1	5	6	4	1	5	10	14	24
栃木県	29	20	69.0	8	4	12	1	0	1	4	8	12	13	12	25
群馬県	35	21	60.0	4	7	11	6	3	9	0	4	4	10	14	24
埼玉県	68	40	58.8	16	14	30	2	5	7	3	0	3	21	19	40
千葉県	53	28	52.8	17	17	34	3	1	4	2	0	2	22	18	40
東京都	62	41	66.1	65	66	131	2	0	2	3	1	4	70	67	137
神奈川県	29	21	72.4	14	7	21	3	1	4	3	1	4	20	9	29
新潟県	30	27	90.0	15	11	26	5	7	12	2	0	2	22	18	40
富山県	14	14	100.0	4	8	12	0	1	1	4	1	5	8	10	18
石川県	18	14	77.8	9	7	16	0	1	1	3	0	3	12	8	20
福井県	17	12	70.6	4	9	13	2	0	2	3	2	5	9	11	20
山梨県	28	16	57.1	0	16	16	0	1	1	6	2	8	6	19	25
長野県	79	70	88.6	31	39	70	11	13	24	8	9	17	50	61	111
岐阜県	41	24	58.5	8	10	18	1	1	2	6	2	8	15	13	28
静岡県	35	24	68.6	7	13	20	0	2	2	1	1	2	8	16	24
愛知県	57	49	86.0	27	15	42	4	0	4	7	10	17	38	25	63
三重県	29	27	93.1	8	13	21	4	4	8	1	4	5	13	21	34
滋賀県	25	16	64.0	8	7	15	2	0	2	2	0	2	12	7	19
京都府	25	17	68.0	5	8	13	3	2	5	2	0	2	10	10	20
大阪府	39	34	87.2	21	14	35	6	2	8	9	2	11	36	18	54
兵庫県	37	13	35.1	4	4	8	2	0	2	4	1	5	10	5	15
奈良県	38	19	50.0	12	4	16	1	1	2	2	1	3	15	6	21
和歌山県	29	13	44.8	2	7	9	3	4	7	1	0	1	6	11	17
鳥取県	19	13	68.4	5	3	8	4	3	7	1	2	3	10	8	18
島根県	21	12	57.1	3	5	8	4	1	5	1	1	2	8	7	15
岡山県	25	18	72.0	5	7	12	9	6	15	4	10	14	18	23	41
広島県	21	13	61.9	7	8	15	0	1	1	2	1	3	9	10	19
山口県	19	11	57.9	6	10	16	1	1	2	0	0	0	7	11	18
徳島県	24	10	41.7	4	0	4	3	2	5	1	0	1	8	2	10
香川県	16	11	68.8	4	1	5	4	1	5	2	0	2	10	2	12
愛媛県	19	13	68.4	5	4	9	5	3	8	3	0	3	13	7	20
高知県	33	15	45.5	3	4	7	2	2	4	4	1	5	9	7	16
福岡県	63	16	25.4	7	14	21	3	1	4	3	0	3	13	15	28
佐賀県	20	9	45.0	4	4	8	0	1	1	1	0	1	5	5	10
長崎県	22	2	9.1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	2
熊本県	46	18	39.1	4	5	9	5	6	11	0	1	1	9	12	21
大分県	17	2	11.8	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2	2
宮崎県	27	20	74.1	4	3	7	1	2	3	14	6	20	19	11	30
鹿児島県	44	12	27.3	0	5	5	2	2	4	2	1	3	4	8	12
沖縄県	41	32	78.0	11	11	22	3	5	8	2	1	3	16	17	33
計	1739	1050	60.4	438	481	919	143	141	284	148	101	249	729	723	1452
(平成20年)	1754	1062	60.5	470	589	1059	130	116	235	145	115	260	745	820	1554

政令市除く。東京都は特別区含む。

1)「専任」とは、児童福祉担当主管課に配置され、兼務がない場合。

2)「兼任」とは、児童福祉担当主管課に配置され、他の部署の業務を兼務している場合。

3)「その他」とは、児童福祉担当課以外に配置され、児童福祉施設の給食業務を兼務している場合(施設配置の場合は含まない)。

4)上記1)から3)の合計。